

社会福祉法人協議会（概要版）

【提言項目】

1. 社会福祉法人による地域福祉活動の推進について
2. 指定管理者制度にて実施する社会福祉事業・サービスの質の確保、向上等について

【社会福祉法人協議会（以下、法人協）とは】

東社協の業種別部会連絡協議会に属する施設部会の会員施設を経営する社会福祉法人等が会員となっている。会員数は881法人（平成19年3月末現在）。

社会福祉法人の経営、社会福祉施設運営に関する調査研究、情報提供及び役職員の資質向上のための研修等を行っている。

社会福祉法人協議会（詳細版）

【提言項目1】

社会福祉法人による地域福祉活動の推進について

【現状と課題】

社会福祉法人は、社会福祉法第二条に定められている社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の規定により設立された法人である。社会福祉法人制度は、社会福祉事業の公共性と純粋性を確立するため、その設立にあたっては、社会福祉法人としての名称独占、定款の必要記載事項の整備、理事・監事の厳選、資産の確保、行政の指導監督、役員了解職勧告、法人の解散命令までの処置がある。一方で、国や地方公共団体から補助金などの助成があり、税制上の優遇措置も行われてきた。

しかし、近年では福祉本来の目的を再認識する中で、地域社会の福祉ニーズに対し先駆的事業に積極的に取り組み、福祉事業としての専門性と事業継続の安定性のあり方を再検討していくことなどが、社会福祉法人の存在理由として求められてきている。

法人協では平成16年に「社会福祉法人の重要性とその役割」についての研究の中で介護分野に参入している民間企業のヒアリング調査を実施し、民間企業では対応しづらく、社会福祉法人でしか対応できない次の事項が明らかになった。

- ①事業採算性が低い
- ②介護保険外のニーズへの対応
- ③医療を必要とする介護
- ④地域福祉向上のためのネットワークのまとめ役
- ⑤特殊な介護ケースへの対応
- ⑥安定的な人材確保と育成

また平成18年度は平成16年度の調査結果で明らかになった社会福祉法人の優位性を生かし、地域福祉推進を一層展開するため、社会福祉法人が行う地域福祉推進に向けた実践事例の収集、調査研究を行い、地域福祉推進の具体的な取り組みイメージが理解できるよう、実践事例を類型化し分かりやすく提示した。

【提言内容】

① “社会福祉法人は積極的に地域福祉推進活動を展開します”

平成19年度は上記事例集を踏まえて、各法人が新たな具体的な取り組みの機運を高め、着手できるよう、不足している事例情報のさらなる追加収集を進めるとともに、実践事例の企画立案過程に着目、分析し、地域福祉推進実践の具体化及び展開の方法とプロセスを実証的に明らかにする。その成果をもとに「地域福祉推進プログラム」企画立案・実施のためのマニュアル（及び必要な作業シート等のツール）を作成・開発し、実践の促進を図っていく。

② 区市町村の地域福祉計画に社会福祉法人を参画させ、また地域福祉の担い手と位置付けること

地域のニーズが多様化する中、社会福祉法人のみで地域福祉を推進していくには限界がある。例えば各区市町村の地域福祉計画の中で社会福祉法人が地域福祉の担い手として位置付けているところは多くない。

社会福祉法人も地域福祉計画作りに加わり、また地域福祉の担い手として位置付けることにより、社会福祉法人の地域福祉推進への参画意識を向上させるだけでなく、社会福祉法人がもつ専門性、機能を効果的・効率的に地域へ還元することができる。

【提言項目2】

指定管理者制度にて実施する社会福祉事業・サービスの質の確保、向上等について

【現状と課題】

地方自治法の一部を改正する法律が平成16年9月に施行され、公の施設の管理に関する「指定管理者制度」が創設された。この改正により3年の経過措置の期限であった平成18年9月までに多くの公設施設ではこの指定管理者制度に移行したところである。

しかし、平成19年2月に法人協が実施した調査によると指定管理制度移行後も半数の事業が委託事業時と同様に残余（収支差額）の返還が求められていることが明らかになった。また指定期間が短いために正職員の採用が困難の上、人材が集まらなく、結果的にサービスの確保・

向上が難しい。

そもそも福祉サービスは個々の利用者を継続的に見守り、支援していくことが重要となるが、指定管理者制度では援助者が数年ごとに変わる可能もあり、利用者は安心してサービスを受けることができない。サービスを提供する施設の経営者や職員も長期的なビジョンを持たず職員採用やサービスの質の維持、向上に苦慮している。

【提言内容】

①長期的・継続的な取組みが可能なしくみにすること

指定期間を長期にするだけでなく、行政の指導監査や第三者評価等、外部の客観的な評価により、一定のサービスの質が確認できれば、指定管理を受けていた法人が継続できるしくみに改めること。

②残余の積立金への計上や法人本部への繰入を認めること

指定管理者制度導入の意義としてコストの削減のみならず、利用者へのサービスの向上がある。残余の積立金への計上や法人本部への繰入を認め、柔軟な経営が可能になることにより、サービスの質の向上を図ることができる。残余を全額返済するのであれば、却って効率的な経営が難しくなる。